

建設工事における単品スライド条項の運用規定について

建設工事における急激な物価変動に対応するため、恵那市が発注する建設工事に関して、工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用規定を以下のとおり定めています。

■対象品目

全ての建設資材

■対象工事

「継続中の工事」及び「新規発注する工事」で、対象品目の価格上昇分が「単品で」、工事請負額の 1%を超えるもの。

■運用規定

国土交通省及び岐阜県に準ずる。

■請求期限

請求は原則として工期末の 2 ヶ月前までに行う。

■様式

様式 1 請求書

様式 1-1 請求時資料

様式 2-1 協議用根拠資料

※各種様式は、市Web「入札・契約の広場」5. 様式からダウンロードできます。